

滋慶医療科学大学 学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、学校教育法第九章に基づき、滋慶医療科学大学（以下、「本学」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(本学の目的)

第2条 本学は、科学技術に支えられた医療技術の進歩が人間の生命の存在状態を進化させるとの視点に立ち、かつ、学校法人大阪滋慶学園の「高い職能実践能力と豊かな人間性及び国際性の涵養」という教育理念を踏まえ、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させ、もって、豊かな人間性や教養と専門分野の的確な知識及び技能の上に、課題解決力、変化対応力を備えた人材を養成するとともに、我が国の将来を見据えた研究の推進を図り、もって健全な社会の構築に貢献することを目的とする。

(自己点検及び自己評価)

第3条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、別に定めるところにより、教育・研究活動等の状況について定期的に自己点検・評価を行い、その結果を公表する。

2 本学は、教育・研究活動等の総合的な状況について、法令で定めるところにより、文部科学大臣の認証を受けた認証機関による評価を受けるものとする。

3 本学は、前2項に定める自己点検・評価結果及び認証評価結果を踏まえ、教育研究活動等について、不断の見直しを行うことにより、その水準の向上を図るものとする。

(情報の公表)

第4条 本学は、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動等の状況について、広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公表するものとする。

(組織的な研修等)

第5条 本学は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2 本学は、教育の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(学部・学科の構成及び入学定員)

第6条 本学に置く学部は、以下のとおりとする。

医療科学部 臨床工学科

2 前項の学部の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収容定員	学位
医療科学部 臨床工学科	40人	160人	学士 (臨床工学)

- 3 医療科学部臨床工学科は、豊かな人間性及び幅広い教養を備え、臨床工学分野の学修に必要な医学及び理工学の基礎の上に臨床工学技士として求められる水準の専門の知識及び技術を身に付けるとともに、多職種や様々な部署のチームの中での確に連携・協働できる力、生涯にわたり学んでいける力、様々な変化に対応していける力を備えた人材を養成することを目的とする。

(大学院)

第7条 本学に大学院を置く。

- 2 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

(学生等の種類)

第8条 本学（大学院を除く。以下同じ。）が開設する授業科目の単位を修得することができる者は、次の各号に掲げる学生とする。

- 一 正科生 本学を卒業することを目的として入学する者
- 二 科目等履修生 本学の一又は複数の授業を履修する者（正科生を除く）

(修業年限)

第9条 正科生の修業年限は4年とする。

(在学期間)

第10条 正科生は、8年を超えて在学することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、編入学、転入学及び再入学した者は、その在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。
- 3 学長は、やむを得ない事由があると認めるときは、教授会の意見を聴いて、在学年限を超えて在学させることができる。

第2章 教育課程

(教育課程の編成方針)

第11条 本学は、別に定める卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目)

第12条 本学の授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

(単位の基準)

第13条 各授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業時間を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業形態、教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、おおむね15時間から45時間の授業をもって1単位として単位数を計算するものとする。

- 2 医療関係職種養成所指定規則に基づき設定された授業科目又はこれに準じて設定された授業科目のうち実験、実習及び実技の授業時間については、前項の「おおむね15時間」を「30時間」と読み替えるものとする。
- 3 卒業研究の授業科目については、これに必要な学修等を考慮して単位を定める。

第3章 履修

(履修登録)

第14条 学生は、履修しようとする授業科目を所定の期間内に登録しなければならない。

2 登録した授業科目でなければ、成績評価を受けることはできない。

(履修登録の制限)

第15条 履修登録は、別に定める1学期間又は1年間に履修できる単位数の上限の範囲内で行わなければならない。

2 学長は、前項の規定にかかわらず、優れた成績をもって所定の単位を取得した学生が希望する場合は、次年度において上限を超えて履修登録させることができる。

(単位の授与)

第16条 所定の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して、合格の評価を得た授業科目について、所定の単位を与える。

(成績評価)

第17条 学修の成果に係る評価に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

2 授業科目の成績は、100点満点として次の評価をもって表し、A、B、C及びDを合格、E及びXを不合格とする。

A (90点以上)

B (80点以上 90点未満)

C (70点以上 80点未満)

D (60点以上 70点未満)

E (60点未満)

X (評価不能)

3 成績評価による学習成果を総合的に判断する指標として、GPA(Grade Point Average)を用いることとする。GPAの換算については別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第18条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(本学以外の教育施設等における学修)

第19条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修
その他大学設置基準第29条の規定により文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第20条 教育上有益と認めるときは、本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として本学で修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学及び転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前2条の規定により本学において修得したものとみなし、又は与えた単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(雑則)

第21条 本章に定めることのほか、履修登録、単位の授与及び認定、成績の評価、進級等に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 卒業及び学位の授与

(卒業)

第22条 本学の卒業の認定に必要な要件は、次のとおりとする。

- 一 所定の授業科目を履修し、128単位以上を修得すること
 - 二 所定の学生納付金を完納すること
- 2 学長は、前項の要件を満たし、かつ別に定める卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を満たした学生に対し、教授会の意見を聴いて、卒業を認定する。
- 3 卒業の時期は、年度末とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、教授会の意見を聴いて、学長が相当と認めたときは、年度末以外の時期に卒業させることができる。
- 5 卒業の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(学位)

第23条 学長は、前条の規定に基づき本学を卒業した者に対して、教授会の意見を聴いて、学士（臨床工学）の学位を授与する。

- 2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 入学・編入学

(入学資格)

第24条 本学に入学することのできる者は、学校教育法第90条第1項の規定に基づき大学入学資格を有する者で、かつ入学選考に合格した者とする。

(入学者選抜の方針)

第24条の2 本学における入学者選抜は、別に定める入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、公正かつ妥当な方法により適切な体制を整えて行うものとする。

(入学の時期)

第25条 入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別な場合は他の月での入学を認めることができる。

(入学の出願)

第26条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて指定期日までに提出しなければならない。

2 入学の出願に関し必要な事項は別に定める。

(入学者の選考)

第27条 入学者の選考は、別に定めるところにより、教授会の意見を聴いた上で、学長が行う。

(入学手続き及び入学許可)

第28条 前条の選考において合格とされた者は、指定期日までに、保証人を定め、所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者について、入学を許可する。

3 入学を許可された正科生には学生証を、正科生以外の学生には受講証を交付する。

4 前項の学生証又は受講証は常時携帯し、本学が求めたときは、直ちに提示しなければならない。

(編入学)

第29条 学長は、次の各号のすべてに該当する者で、かつ既修得単位として別に定める単位数以上を認定できるものが、本学の4年次に編入学を志願するときは、教授会の意見を聴いて、選考の上、4年次に入学を許可することができる。

一 臨床工学技士の資格を有する者であること

二 最終学歴が大学を卒業し、又は専修学校の専門課程（修業年限が3年以上かつ、総授業時数が2550時間以上又は93単位以上であるものに限る。）を修了した者であること

2 前項のほか、学長は、本学の欠員の状況等を踏まえ、次の各号の一に該当する者で、かつ既修得単位として別に定める単位数以上を認定できるものが、本学に編入学を志願するときは、教授会の意見を聴いて、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

一 大学を卒業した者

二 大学に1年以上在学し、別に定める単位数以上を修得した者

三 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

四 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上かつ、総授業時数が1700時間以上又は62単位以上であるものに限る。）を修了した者

五 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

六 その他法令で定めるところにより大学に編入学できる者

(転入学)

第30条 学長は、他の大学に1年以上在籍している者で、本学への転入学を志願するものがあるときは、本学の欠員の状況、当該他大学との協議等を踏まえ、教授会の意見を聴いて、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2 転入学を許可された者は、その入学前に、在籍している大学を退学しなければならない。

(再入学)

第31条 学長は、本学を退学した者又は除籍された者で、退学又は除籍の日から3年以内に再入学を志願するものがあるときは、本学の欠員の状況等を踏まえ、教授会の意見を聴いて、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(編入学等の場合の取扱い)

第32条 前3条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及びその単位数の取扱い並びに修業年限については、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

2 前3条及び前項に規定するもののほか、編入学、転入学及び再入学に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 休学、退学、除籍及び留学

(二重学籍の禁止)

第33条 正科生は、学校教育法に規定する他の大学院、大学、短期大学に、本学と同時に在学することはできない。

(休学)

第34条 傷病その他やむを得ない理由により休学を希望する正科生は、学期を単位として休学願を学長に提出し、その許可を得なければならない。

2 前項の正科生が未成年者の場合は、保証人の連署を要する。

3 休学期間は、通算して4年を越えることができない。

4 休学期間は在学期間に算入しない。

(復学)

第35条 休学者が休学期間内に復学しようとする場合は、復学願を提出し学長の許可を得なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(退学)

第36条 退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(除籍)

第37条 学長は、次の各号の一に該当する者を除籍することができる。

- 一 正当な理由なく授業料その他の納付金の納付を怠り、督促をしてもなお納付しない者
- 二 第10条に規定する在学期間を超えた者

三 第34条に規定する休学期間を超えてなお復学できない者

四 死亡した者又は長期にわたり行方不明の者

(留学)

第38条 外国の大学又は短期大学に留学を志願する者は、留学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、修業年限及び在学期間に算入することができる。

(転学)

第39条 他の大学に転学を希望する正科生は、転学願を学長に提出し、許可を得なければならない。

(休学等)

第40条 休学、退学、除籍及び留学に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 賞 罰

(表彰)

第41条 学長は、学業成績が極めて優秀であるなど特に表彰に値すると認められる学生を表彰することができる。

2 学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第42条 学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、学長は、別に定めるところにより、当該学生を懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学力劣等又は学修不良で、成業の見込みがないと認められる者

三 本学の秩序を乱した者

四 前各号のほか、学生としての本分に著しく反した者

第8章 学生納付金等

(学生納付金等)

第43条 入学検定料、入学金、授業料その他学生納付金の額は、別表2のとおりとする。

2 前項以外の納付金については、別に定める。

(学生納付金の返還)

第44条 既納の入学検定料及び学生納付金は返還しない。

2 前項の規定に関わらず、既に納付した授業料に係る学期が始まる前に、入学を辞退し、又は休学若しくは退学した場合は、別に定めるところにより、当該学期以降の学期に係る授業料又は学籍管理料を返還する。

(退学等の場合の学生納付金の徴収)

第45条 学期の途中で退学し又は除籍された者の当該学期分の授業料は徴収する。

2 停学中の者の授業料は徴収する。

3 休学中の者の授業料は徴収しないものとし、休学期間は一学期当たり 30,000 円の在籍料を徴収する。

(納付金の徴収等)

第46条 入学検定料、学生納付金その他の納付金の納付等について必要な事項は、別に定める。

第9章 科目等履修生及び聴講生並びに特別研究生

(科目等履修生及び聴講生並びに特別研究生)

第47条 学長は、本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目の履修又は聴講を志願するものがあるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、教授会の意見を聴いて、選考の上、科目等履修生又は聴講生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生又は聴講生として志願することができる者は、高校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

3 科目等履修生に対しては、別に定めるところにより、単位を与えることができる。

4 学長は、本学の学生以外の者で、本学において研究又は学修を行うことを志願するものがあるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考の上、特別研究生として入学を許可することができる。

5 科目等履修生及び聴講生並びに特別研究生に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 学年・学期・休業日

(学年及び学期)

第48条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次の2学期とする。

一 前期 4月1日から9月30日まで

二 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第49条 休業日は、次のとおりとする。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

三 春季休業、夏季休業及び冬季休業

2 前項第3号の休業の期間は、毎年度において定める。

3 臨時の休業日は、学長がその都度定める。

4 前3項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、休業日に授業を行い、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することがある。

第11章 公開講座等

(公開講座等)

第50条 学長は、広く社会に対し学習の機会を提供するとともに、生涯学習の推進に資するため、公開講座等を開設することができる。

第12章 組織

（教育研究実施組織）

第50条の2 本学は、その教育研究上の目的を達成するため、教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制する。

- 2 本学は、教育研究実施組織を編成するに当たり、教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。

（学長等）

第51条 本学に、学長を置く。

- 2 学長は、本学を代表するとともに、校務をつかさどり所属職員を統督する。
- 3 学長は、人格が高潔で、学識に優れ、かつ、大学における教育・研究活動を適切かつ効果的に運営できる能力を有する者の中から選考し、別に定めるところにより、理事会の議を経て、理事長が任命する。
- 4 本学に、学長の職務を補佐させるため、副学長を置くことができる。
- 5 副学長は、別に定めるところにより、学長が指名する。

（学部長等）

第52条 本学の学部学部に学部長を置く。学部の学科に学科長を置くことができる。

- 2 学部長は、学部の教育研究に関する校務を掌り、学科長は学科の教育研究に関する校務を掌る。

（教職員）

第53条 本学の学部学部に教授、准教授、講師、助教、助手及びその他の職員を置くものとする。

（指導補助者）

第53条の2 各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の本学が定める者（以下、「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができる認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。

- 2 指導補助者（教員除く。）に対しては、必要な研修を行うものとする。
- 3 指導補助者を置く授業科目の運営責任は、当該科目担当教員に帰属するものとする。

（事務局）

第54条 本学に、大学事務局（以下、「事務局」という。）を置く。

- 2 事務局の事務を統括し、事務職員を指揮監督するため、事務局に事務局長を置く。
- 3 事務局長は、理事会の定めた方針に従って事務局の運営にあたり、その責に任ずる。
- 4 事務局の組織、業務分掌その他事務局に関し必要な事項は、別に定める。

（支援組織）

第55条 本学に、図書館及び学生サポートセンターを置く。

- 2 図書館及び学生サポートセンターに関し必要な事項は、別に定める。

(大学運営会議)

第56条 本学に大学運営会議を置く。

2 大学運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(学部教授会)

第57条 本学医療科学部に、専任教員により組織する学部教授会を置く。

2 学部教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会等)

第58条 学長は、教育研究、大学運営その他の事項に関し専門的に審議させるため、委員会その他の組織を設けることができる。

2 前項の委員会その他の組織に関し必要な事項は、別に定める。

(運用細則)

第59条 学長は、本学則を実施するために必要な事項を別に定めることができる。

(改廃)

第60条 本学則の改廃は、教授会の意見を聴いて、理事会の承認を得て学長が行う。ただし、軽微な改廃はこの限りではない。

附 則

1 本学則は、令和3年4月1日から施行する。

2 第6条第2項に規定する収容定員は、完成年度までの期間においては、次のとおりとする。

年 度	入学定員	収容定員
令和3年度	80人	80人
令和4年度	80人	160人
令和5年度	80人	240人
令和6年度	40人	160人

附 則 (2023年4月1日改正)

1 本学則は、2023年4月1日から施行する。

附 則 (2024年4月1日改正)

1 本学則は、2024年4月1日から施行する。

附 則 (2024年4月1日改正)

1 本学則は、2024年4月1日から施行する。

附 則 (2025年4月1日改正)

1 本学則は、2025年4月1日から施行する。

別表 1 授業科目及び単位数（第 1 2 条関係）

(1) 2021 年度・2022 年度入学生

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数	必修・選択
基礎科目	思考と表現	基礎ゼミⅠ	1前	1	必修
		基礎ゼミⅡ	1後	1	必修
		英語Ⅰ	1前	2	必修
		英語Ⅱ	1後	2	必修
		英語Ⅲ	2前	2	選択
		英語Ⅳ	2後	2	選択
		医療英語Ⅰ	3前	2	選択
		医療英語Ⅱ	4前	2	選択
		中国語Ⅰ	1前	2	選択
		中国語Ⅱ	1後	2	選択
		日本語の表現	1前	1	選択
		哲学入門	1前	2	選択
		クリティカル・シンキング	1後	1	選択
		キャリアデザインⅠ	2前	2	選択
		キャリアデザインⅡ	3前	1	選択
		情報処理演習Ⅰ	1前	1	必修
		情報処理演習Ⅱ	1後	1	必修
	人間と社会の理解	現代社会と保健・医療・福祉	1前	1	必修
		人間関係と家族	1後	2	選択
		心理学入門	1後	2	選択
		教育学概論	1後	2	選択
		医療と倫理	3前	2	必修
		ボランティア論	1後	1	選択
		健康・スポーツ実践Ⅰ	1前	1	選択
		健康・スポーツ実践Ⅱ	1後	1	選択
		社会学入門	1後	2	選択
		経済学入門	1前	2	選択
		経営学入門	1後	2	選択
		法学入門	1後	2	選択
	自然科学の基礎	基礎生物学	1前	1	必修
		基礎化学	1前	1	必修
		基礎物理学	1前	1	必修
		基礎数学	1前	1	必修
		統計学入門	1前	2	必修
専門基礎科目	医学系基礎	人体の構造と機能Ⅰ	1前	2	必修
		人体の構造と機能Ⅱ	1前	2	必修
		基礎医学実習	1前	1	必修
		病理学	1後	2	必修
		生化学	1後	2	必修
		臨床生理学	2前	2	必修
		薬理学	2前	2	必修
		免疫学	2後	1	必修
		臨床免疫学	3前	1	必修
		血液学	3前	1	選択
		公衆衛生学	4前	1	必修
		看護学概論	3前	2	必修
		臨床検査総論	4前	1	選択
		医学概論	1後	1	必修
	理工学系基礎	応用数学	1後	2	必修
		医用電気工学Ⅰ	1前	2	必修
		医用電気工学Ⅱ	1後	2	必修
		医用電気工学実験	1後	1	必修
		医用電子工学Ⅰ	2前	2	必修
		医用電子工学Ⅱ	2後	2	必修
		医用電子工学実験	2後	1	必修
		機械工学Ⅰ	2前	2	必修
		機械工学Ⅱ	2後	2	必修
		情報科学概論	1後	2	必修
		情報処理工学	2前	2	必修
		システム工学	2後	2	必修
		情報処理工学実習	2前	1	必修

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数	必修・選択
専門科目	医用生体工学	臨床工学概論	1前	1	必修
		生体物性工学	2後	2	必修
		生体材料工学	3前	2	必修
		人工臓器概論	4後	1	選択
		計測工学	2前	2	必修
		放射線工学概論	4前	1	選択
	医用機器学	医用機器学概論	1後	2	必修
		生体計測装置学	2前	2	必修
		生体計測装置学実習	2前	1	必修
		医用治療機器学	2後	2	必修
		医用治療機器学実習	2後	1	必修
		画像診断装置学	3前	1	選択
		医用画像処理工学	4前	1	選択
	生体機能代行技術学	血液浄化療法装置学Ⅰ	2前	2	必修
		血液浄化療法装置学Ⅱ	2後	1	必修
		血液浄化療法装置学実習	2後	1	必修
		体外循環装置学Ⅰ	2後	2	必修
		体外循環装置学Ⅱ	3前	1	必修
		体外循環装置学実習	3前	1	必修
		呼吸療法装置学Ⅰ	2後	2	必修
		呼吸療法装置学Ⅱ	3前	1	必修
		呼吸療法装置学実習	3前	1	必修
	医用安全管理学	生体機能代行装置学総合実習	3後	1	必修
		医用機器安全管理学Ⅰ	3前	2	必修
		医用機器安全管理学Ⅱ	3前	1	必修
		医用機器安全管理学実習	3前	1	必修
		医療安全工学	4前	1	選択
	関連臨床医学	関係法規	4前	1	必修
		臨床医学Ⅰ	2前	2	必修
		臨床医学Ⅱ	2後	2	必修
	地域・連携	臨床医学Ⅲ	3前	2	必修
		多職種連携概論	1後	1	必修
		チーム医療論	4前	1	必修
		在宅医療と臨床工学技士	4後	1	必修
		地域包括ケア論	4後	1	必修
発展科目	医工連携・専門発展	保健医療福祉行政論	4後	2	選択
		臨床実習	3後	4	必修
		医療機器産業論	1後	1	必修
		医工連携論Ⅰ	3後	1	選択
		医工連携論Ⅱ	4前	1	選択
		企業実習	3後	2	選択
		臨床工学特論Ⅰ	4前	1	選択
		臨床工学特論Ⅱ	4前	1	選択
		臨床工学特論Ⅲ	4後	1	選択
		臨床工学特論Ⅳ	4後	1	選択
		感染症対策概論	4後	1	必修
	情報・データサイエンス	救命救急医学概論	4前	1	選択
		災害医療概論	4前	1	選択
		データサイエンス概論	3前	1	必修
		人工知能概論	4前	1	選択
		多変量解析入門	4前	2	選択
		統計モデル論	4後	1	選択
		医療福祉とデータサイエンス	4後	1	選択
		医療情報システム概論	4後	1	選択
	総合	知的財産権概論	4前	1	選択
		専門ゼミⅠ	2前	1	必修
		専門ゼミⅡ	2後	1	必修
		専門ゼミⅢ	3前	1	選択
		専門ゼミⅣ	3後	1	選択
		卒業研究	4通	4	必修

(2) 2023 年度以降入学生

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数	必修・選択
基礎科目	思考と表現	基礎ゼミⅠ	1前	1	必修
		基礎ゼミⅡ	1後	1	必修
		英語Ⅰ	1前	2	必修
		英語Ⅱ	1後	2	必修
		英語Ⅲ	2前	2	選択
		英語Ⅳ	2後	2	選択
		医療英語Ⅰ	3前	2	選択
		医療英語Ⅱ	4前	2	選択
		中国語Ⅰ	1前	2	選択
		中国語Ⅱ	1後	2	選択
		日本語の表現	1前	1	選択
		哲学入門	1前	2	選択
		クリティカル・シンキング	1後	1	選択
		キャリアデザインⅠ	2前	2	選択
		キャリアデザインⅡ	3前	1	選択
		情報処理演習Ⅰ	1前	1	必修
		情報処理演習Ⅱ	1後	1	必修
	人間と社会の理解	人間関係と家族	1後	2	選択
		心理学入門	1前	2	選択
		教育学概論	1後	2	選択
		医療と倫理	3前	2	必修
		ボランティア論	1後	1	選択
		健康・スポーツ実践Ⅰ	1前	1	選択
		健康・スポーツ実践Ⅱ	1後	1	選択
		社会学入門	1後	2	選択
		経済学入門	1前	2	選択
		経営学入門	1後	2	選択
		法学入門	1前	2	選択
	自然科学の基礎	基礎生物学	1前	1	必修
		基礎化学	1前	1	必修
		基礎物理学	1前	1	必修
		基礎数学	1前	1	必修
		統計学入門	1前	2	必修
専門基礎科目	医学系基礎	人体の構造と機能Ⅰ	1前	2	必修
		人体の構造と機能Ⅱ	1前	2	必修
		基礎医学実習	1後	1	必修
		医学概論	1後	1	必修
		病理学	1後	2	必修
		生化学	1後	2	必修
		臨床薬理学	2前	2	必修
		臨床免疫学	3前	1	必修
		血液学	3前	1	選択
		公衆衛生学	1前	1	必修
		臨床検査総論	4前	1	選択
	理工学系基礎	応用数学	1後	2	必修
		医用電気工学Ⅰ	1前	2	必修
		医用電気工学Ⅱ	1後	2	必修
		医用電気工学実験	1後	1	必修
		医用電子工学Ⅰ	2前	2	必修
		医用電子工学Ⅱ	2後	2	必修
		医用電子工学実験	2後	1	必修
		計測工学	2前	2	必修
		機械工学Ⅰ	2前	2	必修
		機械工学Ⅱ	2後	2	必修
		情報科学概論	1後	2	必修
		情報処理工学	2前	2	必修
		情報処理工学実習	2前	1	必修
		システム工学	2後	2	必修

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数	必修・選択
専門科目	医用生体工学	臨床工学概論Ⅰ	1前	2	必修
		臨床工学概論Ⅱ	1後	1	必修
		生体物性工学	2後	2	必修
		生体材料工学	3前	2	必修
		放射線工学概論	4前	1	選択
		人工臓器概論	4後	1	選択
	医用機器学	医用機器学概論	1後	2	必修
		生体計測装置学	2前	2	必修
		生体計測装置学実習	2前	1	必修
		医用治療機器学Ⅰ	2後	2	必修
		医用治療機器学Ⅱ	2後	1	必修
		医用治療機器学実習	2後	1	必修
		臨床支援技術学	3前	1	必修
		画像診断装置学	3前	1	必修
	生体機能代行技術学	血液浄化療法技術学Ⅰ	2前	2	必修
		血液浄化療法技術学Ⅱ	2後	1	必修
		血液浄化療法技術学実習	2後	1	必修
		体外循環技術学Ⅰ	2後	2	必修
		体外循環技術学Ⅱ	3前	1	必修
		体外循環技術学実習	3前	1	必修
		呼吸療法技術学Ⅰ	3前	2	必修
		呼吸療法技術学Ⅱ	3前	1	必修
		呼吸療法技術学実習	3前	1	必修
	医用安全管理学	医用機器安全管理学	3前	2	必修
		医療安全管理学	3前	1	必修
		医用機器安全管理学実習	3前	1	必修
		医療安全工学	4前	1	選択
		感染症対策概論	4前	1	必修
		関係法規	3後	1	必修
	関連臨床医学	臨床医学Ⅰ	2前	2	必修
		臨床医学Ⅱ	2後	2	必修
		臨床医学Ⅲ	3前	2	必修
		臨床生理学	2前	2	必修
	地域・連携	多職種連携概論	3前	1	必修
		在宅医療論	4前	1	必修
		保健医療福祉行政論	4後	2	選択
	臨床実習	臨床実習	3後	7	必修
発展科目	医工連携・専門発展	医療機器産業論	2前	1	必修
		医工連携論Ⅰ	3後	1	選択
		医工連携論Ⅱ	4前	1	選択
		企業実習	3後	2	選択
		臨床工学特論Ⅰ	4前	1	選択
		臨床工学特論Ⅱ	4前	1	選択
		臨床工学特論Ⅲ	4後	1	選択
		臨床工学特論Ⅳ	4後	1	選択
		災害医療概論	4前	1	選択
	情報・データサイエンス	データサイエンス概論	3前	1	必修
		人工知能概論	4前	1	選択
		多変量解析入門	4前	1	選択
		統計モデル論	4後	1	選択
		医療福祉とデータサイエンス	4後	1	選択
		医療情報システム概論	4後	1	選択
		知的財産権概論	4前	1	選択
	総合	専門ゼミⅠ	2前	1	必修
		専門ゼミⅡ	2後	1	必修
		専門ゼミⅢ	3前	1	選択
		専門ゼミⅣ	3後	1	選択
		卒業研究	4通	4	必修
		臨床工学総合演習	4後	1	必修

別表2 入学検定料、入学金、授業料その他学生納付金の額（第43条第1項関係）

【入学検定料】

区 分	金 額
正科生	30,000 円
科目等履修生	10,000 円
聴講生	10,000 円
特別研究生	5,000 円

正科生の入学検定料は、別に定めるところにより、入学試験の種別によって別の金額を設けることがある。

【正科生】

項 目	金 額
入学金	200,000 円
授業料（年額）	1,200,000 円
施設充実費（年額）	100,000 円
教育充実費（年額）	100,000 円

【科目等履修生】

項 目	金 額
学籍管理料（年額）	10,000 円
授業料（1単位当たり）	10,000 円

【聴講生】

項 目	金 額
学籍管理料（年額）	10,000 円
授業料（1単位当たり）	8,000 円

【特別研究生】

項 目	金 額
在籍料（年額）	60,000 円